

～男女がともに活躍する社会の実現を目指して～  
男女共同参画の基本編

## Q. “男女共同参画社会” ってなんだろう？

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、  
性別にかかわらず、男女がその個性と能力を十分に発揮する  
ことができる社会（男女共同参画社会基本法、1999年6月公布・施行、前文）

### 男女が互いの人権を 尊重する

男女が性別による差別的取扱いを受けず、個人として能力を発揮する機会が確保されます。



### 男女がともに責任を 分かち合う

○家庭：家事や子育てを分担することで、信頼関係を築けます。  
○職場：仕事の成果や能力が適正に評価され、仕事と生活を両立できる環境が整えられます。

### 男女が個性と能力を十分に 発揮できる

○学校：自由な考えを持ち、進路の選択ができるようになります。  
○地域：一人ひとりが地域のことを大切に思い、助け合いの精神が根付きます。

## A. 一人ひとりがイキイキと活躍できる社会！

千葉県では、男女がともに認め合い、  
支え合い、元気な千葉の実現を目指  
しています！



～男女がともに活躍する社会の実現を目指して～  
男女共同参画の基本編

## 男女共同参画社会基本法の5つの柱

### 男女共同参画社会基本法 (平成11年6月23日公布・施行)

基本法では、男女共同参画社会を実現するための5本の柱(基本理念)を掲げています。

また、行政(国、地方公共団体)と国民それぞれが果たすべき役割(責務、基本的施策)を定めています。



### 国・地方公共団体及び国民の役割

#### 国の責務

- 基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定
- 積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施

#### 地方公共団体の責務

- 基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む
- 地域の特性を活かした施策の展開

#### 国民の責務

- 男女共同参画社会づくりに協力することが期待されている

資料出典：内閣府男女共同参画局ホームページ

～男女がともに活躍する社会の実現をめざして～

1 男女共同参画の基本編

# 男女共同参画のあゆみ

	千葉県の動き	日本の動き	国連の動き
1970年代	1979年4月 各支庁に婦人問題担当窓口を設置	1977年1月 国内行動計画 策定	1975年 国際婦人年
1980年代	1981年11月 千葉県婦人施策推進総合計画 策定	1985年6月 女子差別撤廃条約 批准	1979年12月 女子差別撤廃条約 採択
1990年代	1985年8月 千葉県婦人問題懇話会 設置	1985年6月 男女雇用機会均等法 公布	1981年9月 女子差別撤廃条約 発効
	1996年3月 ちば新時代女性プラン 策定	1991年5月 育児休業法 公布	1985年7月 国連婦人の10年 最終年世界会議 開催
2000年代	1996年11月 千葉県女性センター 開設	1999年6月 男女共同参画社会基本法 公布・施行	1993年12月 国連「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」 採択
	2001年3月 千葉県男女共同参画計画 策定	2000年12月 男女共同参画基本計画 策定	1995年9月 第4回世界女性会議「北京宣言及び行動綱領」 採択
2010年代	2002年4月 千葉県女性サポートセンター 開設	2001年10月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法) 施行	2000年6月 女性2000年会議 開催
	2006年8月 ちば県民共生センター 開設 (2012年4月千葉県男女共同参画センターに名称変更)	2005年12月 第2次男女共同参画基本計画 策定	2005年2月 第49回国連婦人の地位委員会 「北京+10」 開催
2006年12月 第2次千葉県男女共同参画計画 策定	2005年12月 「女性の再チャレンジ支援プラン」 策定		
2020年代	2006年3月 千葉県DV防止・被害者支援基本計画 策定	2007年12月 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」 策定	
	2009年3月 千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第2次) 策定		
2010年代	2011年3月 第3次千葉県男女共同参画計画 策定	2010年12月 第3次男女共同参画基本計画 策定	2010年3月 第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」 開催
	2012年3月 千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第3次) 策定	2013年6月 日本再興戦略の中核に「女性の活躍推進」が位置付けられる	2011年1月 UN Women 発足
2020年代		2014年6月 日本再興戦略に「女性が輝く社会」の実現が掲げられる	
		2015年9月 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布(2016年4月全面施行)	2015年3月 第59回国連女性の地位委員会 「北京+20」 開催
2020年代	2016年3月 第4次千葉県男女共同参画計画 策定	2015年12月 第4次男女共同参画基本計画 策定	2015年9月 国連サミット開催「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs) 採択
	2017年3月 千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第4次) 策定	2018年5月 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行	
2020年代	2021年3月 第5次千葉県男女共同参画計画 策定	2019年6月 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」 改正	2020年3月 第64回国連女性の地位委員会 「北京+25」 開催
	2022年3月 千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第5次) 策定	2020年12月 第5次男女共同参画基本計画 策定	2020年10月 第75回国連総会 第4回世界女性会議 25周年記念ハイレベル会合 開催
2020年代	2024年1月 千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例 施行		

国際婦人の10年

# 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の概要

◎ 男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が平成30年5月にできました。

## 法律の概要

(平成30年5月23日公布・施行)  
改正(令和3年6月16日公布・施行)

### 目的

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与すること

### 基本原則

- ①衆議院、参議院及び地方議会の議員の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われること
- ②男女がその個性と能力を十分に発揮できること
- ③家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となること
- ④政党等が自主的に取り組むほか、関係行政機関等が適切な役割分担の下で積極的に取り組むこと

## なぜこのような法律が必要なのでしょう？

民主主義の確立のためには、男女がその違いから生まれる互いの長所をいかし、平等に、かつ補い合いながら機能する、社会の営みにおける男女の真のパートナーシップが前提となる

「民主主義に関する普遍的宣言」(平成9年IPU(列国議会同盟)、内閣府男女共同参画局にて仮訳)

日本の現状は…

国民が男女半々であるにもかかわらず、議会の場に女性が少ない「**過少代表**」とも言える状況であり、諸外国との格差が大きい

議会に女性が参画することでより暮らしやすい社会へ

✓ 女性の視点や母親としての声を議会に反映させることができる。

(女性の健康問題や中学校の給食センター立上げ、学校への扇風機の設置、保育所の待機状況の透明化等)

✓ 女性には、女性の議員に対しての方が話しやすいことがある。

(平成30年5月「女性地方議会議員意見交換会」(内閣府・総務省共催)での地方議会議員からの意見より)

## 政治分野における男女共同参画の推進が重要

【参考】内閣府男女共同参画局パンフレットより作成。

衆議院女性議員	15.7%
参議院女性議員	25.4%
都道府県議会女性議員	14.6%
市区町村議会女性議員	18.1%
千葉県議会女性議員	14.4%
千葉県内市町村議会女性議員	21.5%

(備考)

衆議院は令和6年11月11日時点(衆議院HPより)

参議院は令和7年5月12日時点(参議院HPより)

都道府県議会、市区町村議会、千葉県議会、千葉県内市町村議会は令和6年12月31日時点(総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調査」により作成)



チーバくん

## 第5次千葉県男女共同参画計画の体系図

**〔基本理念〕**

日本国憲法（個人の尊重と法の下での平等）  
 男女共同参画社会基本法の5つの基本理念（「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」）

**基本目標**

**基本的な課題**

**施策の方向**

**目標**

男女がともに認め合い、支え合い、元氣な千葉の実現を目指します

**I あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり**

1 労働の場における男女共同参画の促進

- ① ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の普及促進
- ② 雇用の分野における男女共同参画の促進
- ③ 誰もが健康で安心して働ける環境の整備
- ④ 農林水産業における男女共同参画の促進
- ⑤ 自営業者、家族従業者、起業家等に対する支援
- ⑥ 意欲と能力を生かす再就職に向けた支援
- ⑦ 多様な働き方に対する支援

重点

2 ライフステージに応じた仕事と生活の調和の促進

- ① 子育て・介護への支援
- ② 家庭生活における男女共同参画の促進
- ③ 地域活動における男女共同参画の促進

重点

重点

3 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進

- ① 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進
- ② 女性の能力発揮への支援

重点

**II 安全・安心に暮らせる社会づくり**

4 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

- ① DV・児童虐待(しつけと称する体罰等)等あらゆる暴力の根絶と被害者への支援
- ② 性に起因する人権侵害を許さない社会環境づくり
- ③ メディアにおける女性や子どもの人権への配慮

重点

5 誰もが安心して暮らせる環境の整備

- ① ひとり親家庭等様々な困難な状況に置かれている人々への対応
- ② 高齢者・障害者の自立に向けた支援
- ③ 外国人・障害者・高齢者等が安心して暮らせる環境づくり

6 生涯を通じた健康づくりの促進

- ① 生涯を通じた男女の健康支援の推進
- ② 妊娠・出産等に関する健康支援

**III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり**

7 防災分野における男女共同参画の促進

- ① 防災・復興における男女共同参画の視点を取り入れた取組の促進
- ② 消防・防災活動における女性の活躍促進

重点

8 男女共同参画への意識づくり

- ① あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進
- ② 男女共同参画に関する調査研究、情報の収集・整備・提供

重点

9 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

- ① 学校教育・社会教育等における男女共同参画の啓発・推進
- ② 多様な選択を可能にし、個性を伸ばす教育・学習の充実

## 第5次千葉県男女共同参画計画②

# 男女がともに認め合い、支え合い、元気な千葉の実現を目指します

本県では、豊かで活力ある社会を築いていくため、男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指しています。

### 重点的取組について

#### 重点1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及促進

県民一人ひとりの多様性を尊重した活力あふれる千葉県を目指して、ワーク・ライフ・バランスの普及促進を図ります。

長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の推進など、働き方改革に取り組む県内企業にアドバイザーを派遣するとともに、企業向けセミナー等を開催するほか、テレワークの導入支援を行うことなどにより、企業の働き方改革の取組を支援します。

主な目標値	指標名	現状 (令和6年度)	目標 (令和7年度)
	男女共同参画推進事業所表彰件数	62社	49社
	働き方改革アドバイザーを活用して働き方改革に取り組んだ企業数	181社	増加を目指します ※計画策定時(令和元年度)70社

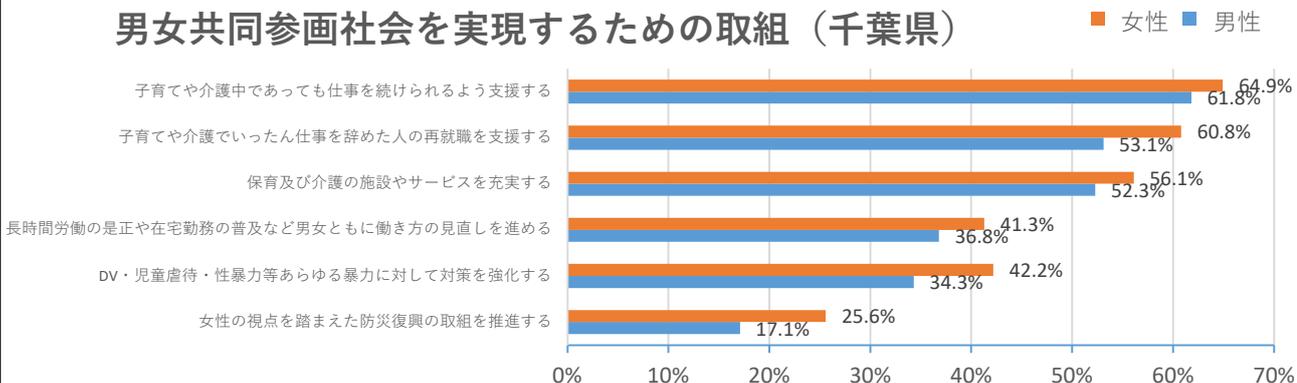
#### 重点2 子育て・介護への支援

安心して子育てができる環境を整備し、地域における子育て支援の充実を図るため、保育所等の整備を促進するとともに、認定こども園の普及に努めます。

併せて、学校・家庭・地域が連携した家庭教育を推進するため、家庭教育支援チームを設置する市町村への支援や子育てする親の孤立化の防止、個々の家庭への相談体制の充実を図ります。

主な目標値	指標名	現状 (令和6年度)	目標 (令和7年度)
	子どもを生き育てやすいと感じる家庭の割合	78.3%	80%以上
	保育所等待機児童数	83人(令和5年度末)	0人

### 男女共同参画社会を実現するための取組（千葉県）



資料：千葉県「第67回県政に関する世論調査」(令和6年度)  
注：選択肢のうち上位6項目

## 第5次千葉県男女共同参画計画③

# 男女がともに認め合い、支え合い、元気な千葉の実現を目指します

### 重点的取組について

#### 重点3 地域活動における男女共同参画の促進

地域に根ざした男女共同参画を推進するため、地域において広報・啓発活動を行います。また、学生による地域活動を支援します。

#### 重点4 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

県の審議会等委員の委嘱に際し事前協議を行うことなどにより、審議会等委員への女性の登用促進を図ります。

主な目標値	指標名	現状 (令和6年度)	目標 (令和7年度)
	県の審議会等における女性委員割合	31.3%	40%

#### 重点5 DV・児童虐待（しつけと称する体罰含）等あらゆる暴力の根絶と被害者への支援

DV問題の解決に向けて、DV相談のしやすい社会づくり、DVを許さない社会づくりのために、様々な方法で継続的に広報を実施し、被害者等への相談窓口（女性向け・男性向け）の周知を図るとともに、県民への啓発を図ります。

主な目標値	指標名	現状 (令和6年度)	目標 (令和7年度)
	DVが人権侵害であると認識する人の割合 (男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査)	女性 86.0% 男性 84.5%	増加を目指します ※計画策定時（令和元年度） 女性77.8%、男性74.1%

#### 重点6 防災・復興における男女共同参画の視点を取り入れた取組の促進

防災に関する計画に女性の視点を反映し、さらに、防災女性リーダー養成のための講座等を開催するなど、防災分野への女性の参画を促進します。

また、市町村に対し、避難所における女性への配慮等が盛り込まれた避難所運営マニュアルの作成を働きかけ、地域における男女共同参画の視点を取り入れた取組を支援します。

#### 重点7 あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進

あらゆる人々に男女共同参画に関する理解が普及・浸透するように、男女共同参画の推進拠点である男女共同参画課及び男女共同参画センターを核とした広報・啓発活動を一層推進します。また、女性の就労、起業を支援する各種講座を開催し、関係機関等と連携して行います。

主な目標値	指標名	現状 (令和6年度)	目標 (令和7年度)
	社会全体で男女の地位が平等となっていると思う人の割合 (男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査)	女性 7.4% 男性 20.7%	増加を目指します ※計画策定時（令和元年度） 女性9.7%、男性18.4%

～男女がともに活躍する社会の実現を目指して～

男女共同参画の基本クイズ編

## 男女共同参画用語にチャレンジ

この言葉知っていますか??  
この言葉知っていますか??

◇ ステップ1

1985年に制定され、職場に働く人が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分発揮することができる雇用環境を整備するため、性別による差別禁止や、妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止等を定めた法は何でしょう？

◇ ステップ2

「仕事と生活の調和」と訳され、仕事と家庭生活や地域活動などの「仕事以外の活動」とのバランスをとり、多様な働き方や生き方が選択できるようにすることを何と申すでしょう？

◇ ステップ3

固定的な性別役割分担意識や過去の経緯から、「営業職に女性がほとんど配置されていない」「課長以上の管理職は男性が大半を占めている」などの差が男女労働者間に生じている場合に、それを解消しようと企業が行う自主的かつ積極的な取組のことを何と申すでしょう？

◇ おまけ

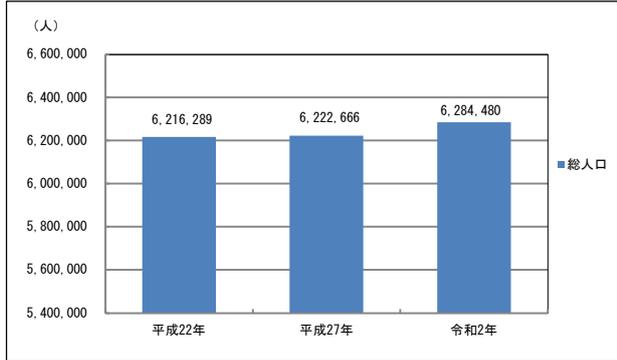
日本の労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したとき、出産・子育て期に離職する女性が多いことから30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代前半が山の形になることを何と申すでしょう？

答え：①男女雇用機会均等法 ②ワーク・ライフ・バランス  
③ポジティブ・アクション(積極的改善措置) おまけ：M字カーブ

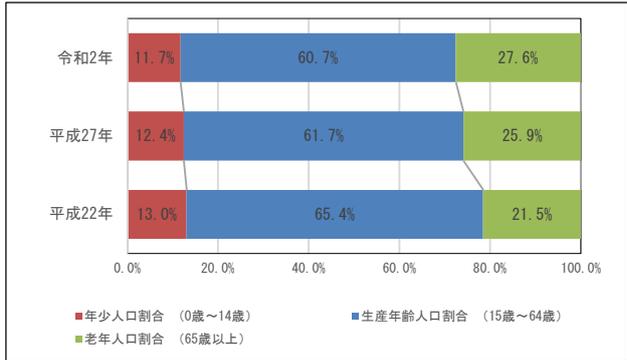
# 人口減少・少子高齢化の進展により 人材の確保がますます困難な時代に・・・

## <総人口と年齢3区分別人口割合の推移（千葉県）>

【総人口の推移】



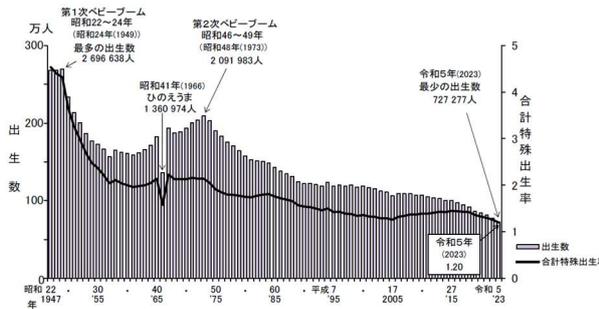
【年齢3区分別人口割合の推移】



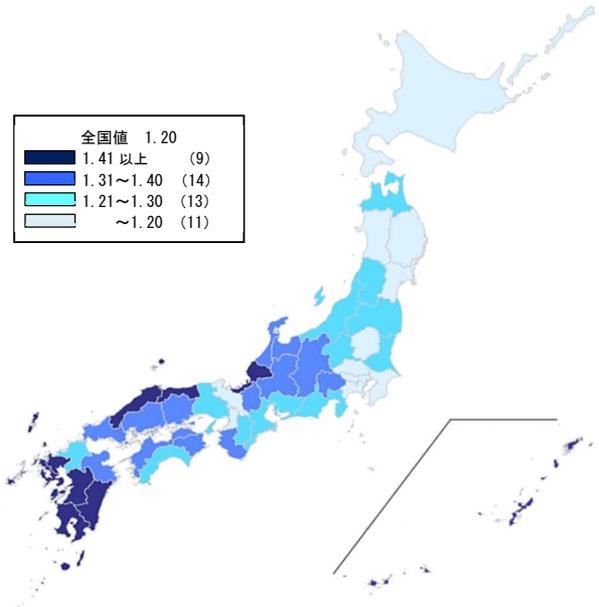
資料出典：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

## <出生数、合計特殊出生率の年次推移>

【出生数及び合計特殊出生率の年次推移】



【都道府県別合計特殊出生率(令和5年(2023))】



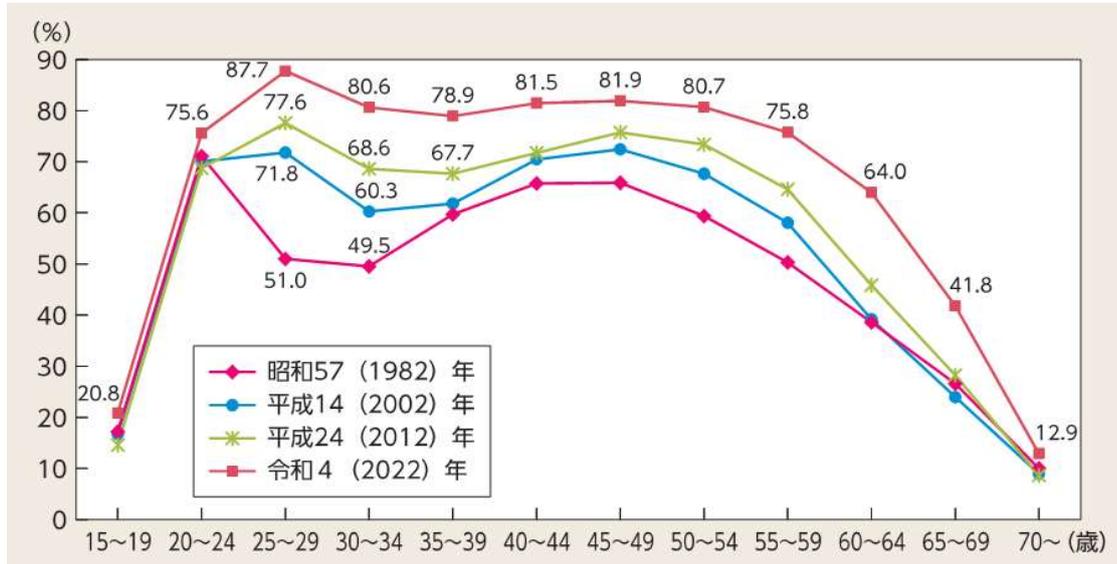
労働力人口が減少していく中で、  
更なる地域社会の活性化を図るためには、  
意欲と能力を持った誰もが積極的に社会で活躍できる環境  
づくりを進めることが重要です。

資料出典：厚生労働省「令和5年(2023)人口動態統計月報年計(概数)の概況」

～男女がともに活躍する社会の実現を目指して～  
男女共同参画の基本データ編

## 女性は出産・子育て期に いったん職場を離れる傾向があります

【M字カーブ～女性の年齢階級別労働力人口比率の推移】

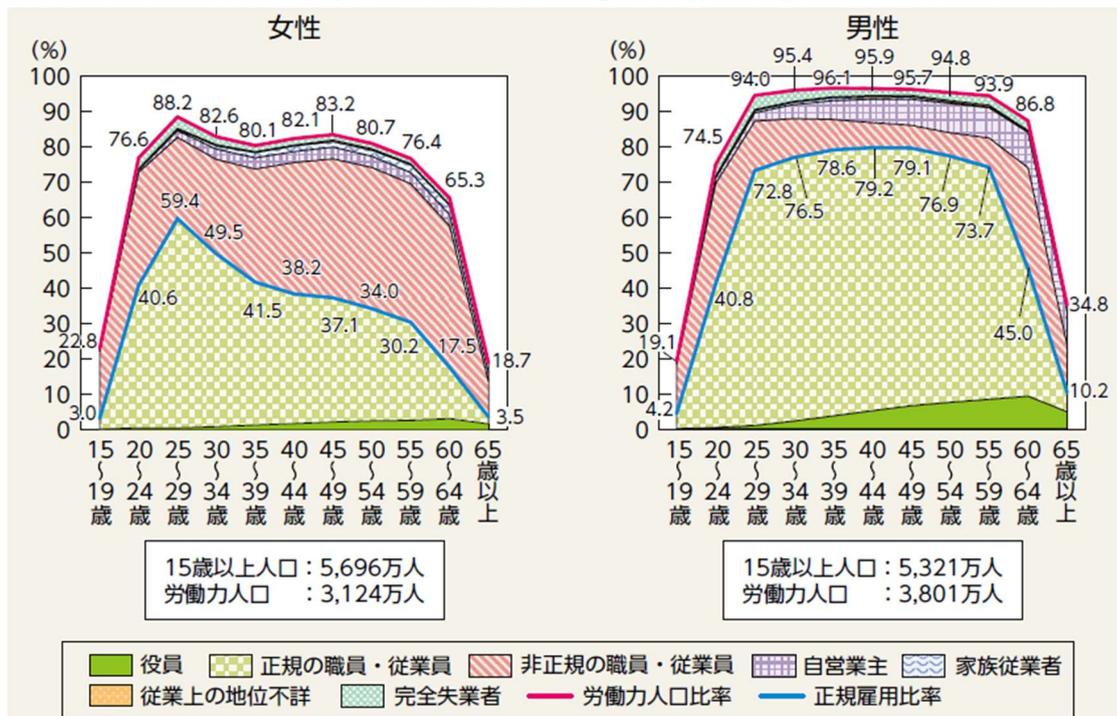


資料出典：内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書 令和5年版」

(備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。

2. 労働力人口比率は、「労働力人口(就業者+完全失業者)」/「15歳以上人口」×100。

【L字カーブ～就業状況別人口割合(男女、年齢階級別・令和5(2023)年)～】



資料出典：内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書 令和6年版」

(備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」により作成。

2. 労働力人口比率は、労働力人口(就業者+完全失業者)の割合。

3. 正規雇用比率は、当該年齢階級人口に占める「役員」及び「正規の職員・従業員」の割合。

～男女がともに活躍する社会の実現を目指して～  
男女共同参画の基本データ編

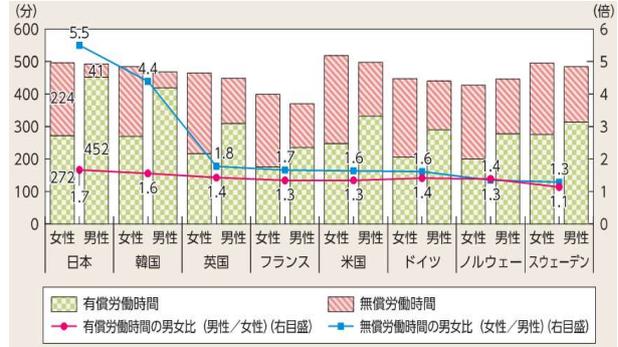
あなたの家事・育児参加時間は？

【週間就業時間 60 時間以上の雇用者の割合の推移】



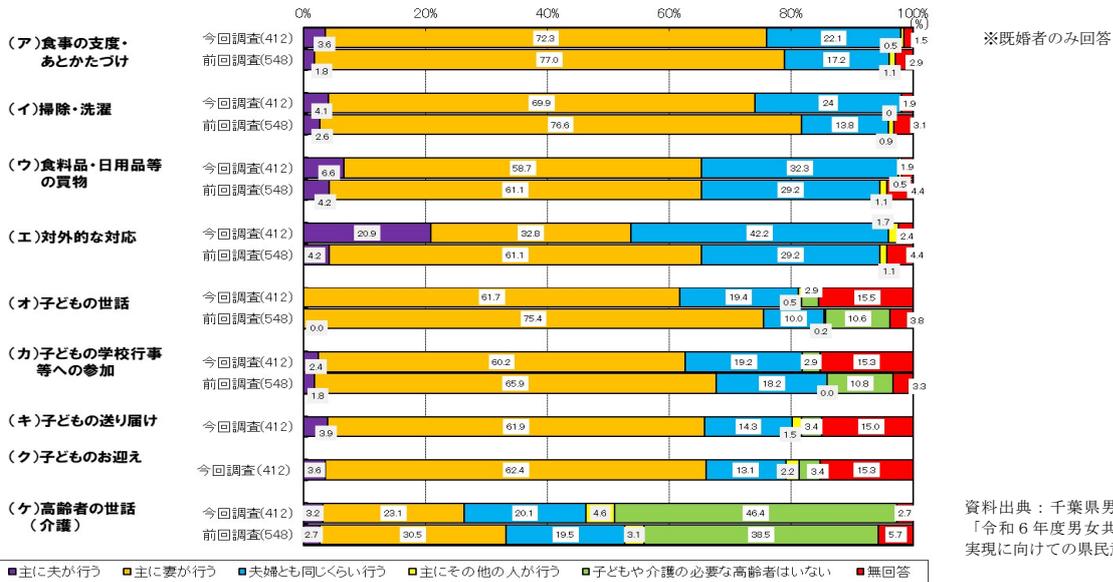
資料出典：内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書 令和6年版」  
(備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。  
2. 非農林業雇用者数(休業者を除く)に占める割合。  
3. 平成23(2011)年値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

【男女別に見た生活時間(週全体平均)(1日あたり、国際比較)】



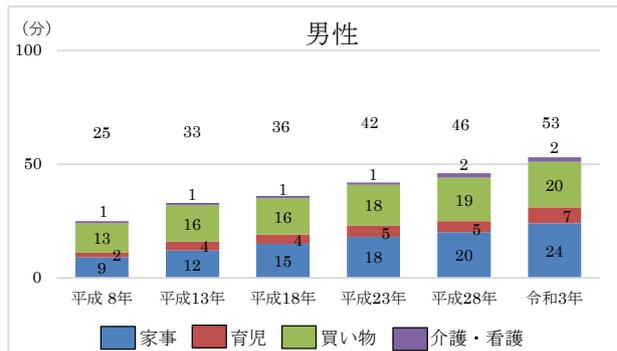
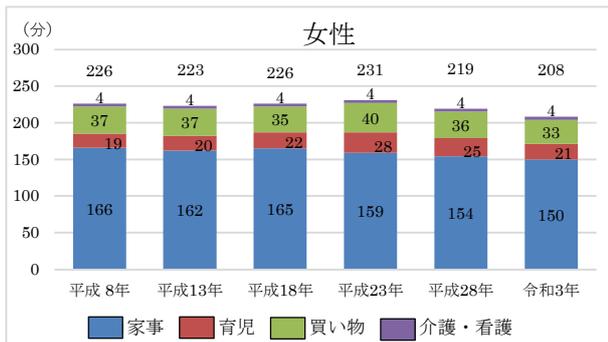
資料出典：内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書 令和5年版」  
(備考) 1. OECD 'Balancing paid work, unpaid work and leisure(2021)' より作成。  
2. 有償労働は、「paid work study」に該当する生活時間、無償労働は「unpaid work」に該当する生活時間。  
3. 「有償労働」は、「有償労働(すべての仕事)」、「通勤・通学」、「授業や講義・学校での活動等」、「調査・宿題」、「求職活動」、「その他の有償労働・学業関連行動」の時間の合計。「無償労働」は、「日常の家事」、「買い物」、「世帯員のケア」、「非世帯員のケア」、「ボランティア活動」、「家事関連活動のための移動」、「その他の無償労働」の時間の合計。  
4. 日本は平成28(2016)年、韓国は平成26(2014)年、英国は平成26(2014)年、フランスは平成21(2009)年、米国は令和元(2019)年、ドイツは平成24(2012)年、ノルウェーは平成22(2010)年、スウェーデンは平成22(2010)年の数値。

【家事等の役割分担】



資料出典：千葉県男女共同参画課「令和6年度男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」

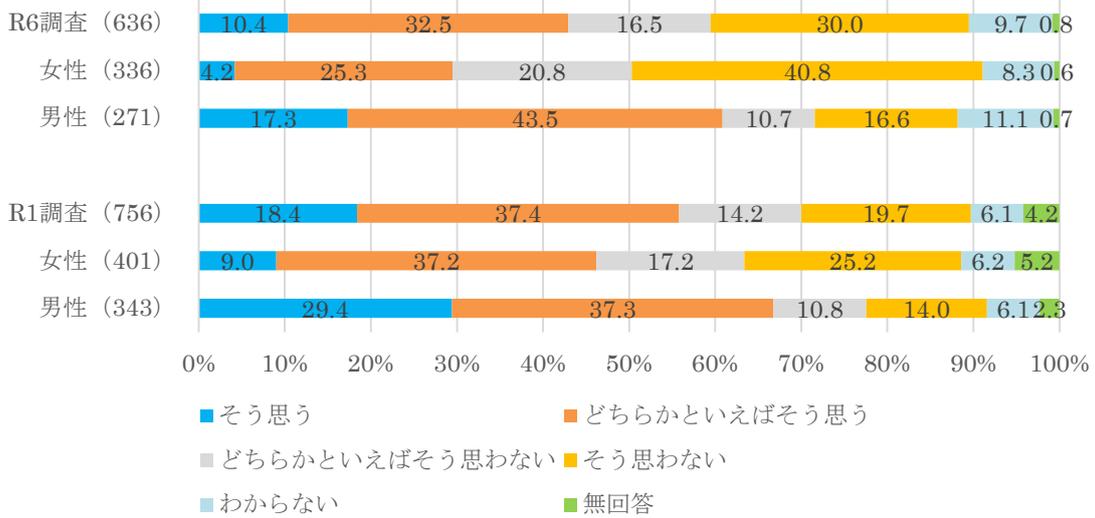
【家事関連時間\* (千葉県)】



\*ここでの「家事関連時間」は、10歳以上の人が「家事」、「育児」、「買い物」、「介護・看護」を行っている時間(週全体平均)を指す。  
出典資料：総務省「社会生活基本調査」

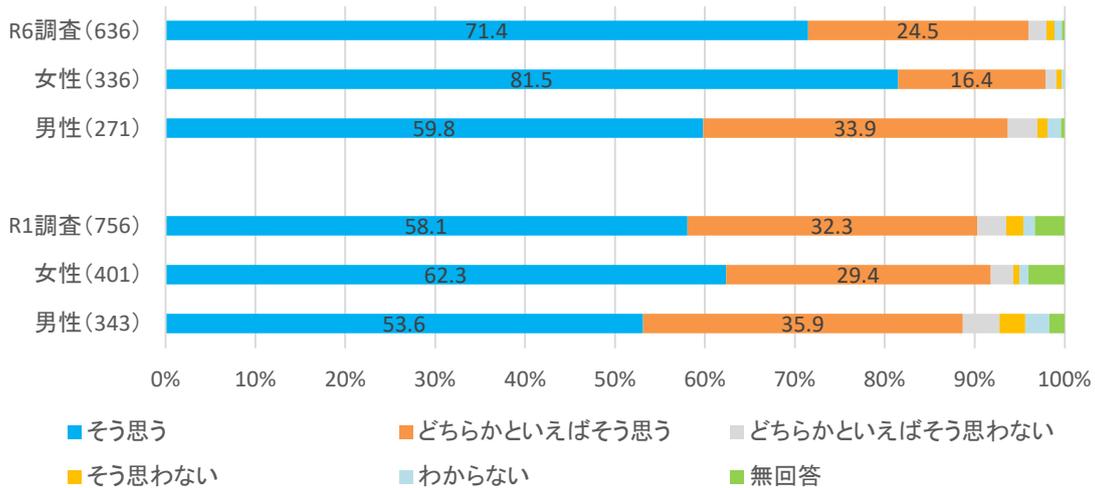
## 子どもの教育における男女共同参画の意識

男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てる方がよい



42.9%の人が『そう思う』と回答しており、男性（60.8%）が、女性（29.5%）を31.3ポイント上回っています。

性別にとらわれず、男の子も女の子も炊事・掃除・洗濯など生活に必要な技術を身につけることが必要である



95.9%の人が『そう思う』と回答しており、男女とも非常に高い割合となっています。